

酒田市総合計画審議会（第1回）

平成18年4月24日午前9時30分

酒田市役所議会会議室（4階）

次 第

委嘱状交付

- 1．開 会
- 2．市長あいさつ
- 3．委員の紹介
- 4．会長、副会長の選出
- 5．部会委員の選任及び部会長、副部会長の選出
- 6．説 明
- 7．その他
- 8．閉 会

酒田市総合計画審議会委員名簿

平成18年4月24日現在（順不同・敬称略）

番号	所 属	氏 名	備 考
1	酒田市自治会連合会会長	檜 山 實	
2	酒田市公民館地区自治会連合会会長	青 葉 礼 次	
3	酒田市八幡地区区長会会長	池 田 幸 雄	
4	酒田市松山地区区長連絡協議会会長	山 中 俊	
5	酒田市平田地域区長連絡協議会会長	小 林 隆 逸	
6	酒田市婦人会連絡協議会会長	大 井 よ志子	
7	酒田商工会議所会頭	齋 藤 成 徳	
8	八幡町商工会会長	齋 藤 藤 八	
9	松山町商工会会長	後 藤 俊 一	
10	平田町商工会会長	佐 藤 達 巳	
11	庄内みどり農業協同組合代表理事組合長	池 田 正 昭	
12	酒田市袖浦農業協同組合代表理事組合長	星 川 功	
13	飽海地方森林組合組合長	日下部 仁 司	
14	山形県漁業協同組合参事	高 橋 敏 一	
15	連合山形酒田飽海地域協議会議長	武 田 恵 子	
16	酒田青年会議所理事長	佐 藤 昌 則	
17	酒田地区医師会会長	本 間 清 和	
18	酒田市社会福祉協議会会長	佐 藤 吉 雄	
19	酒田市ボランティア連絡協議会会長	富 田 ユリ子	
20	酒田市PTA連合会会長	牧 秀 樹	
21	酒田市芸術文化協会会長	齋 藤 龍 彌	
22	酒田市体育振興会会長	柴 田 俊 弥	
23	東北公益文科大学学長	小 松 隆 二	
24	東北公益文科大学助教授	和 田 明 子	
25	学識経験者	佐 藤 英 治	

酒田市総合計画審議会 資料

- 酒田市総合計画審議会条例及び施行規則 1 ~ 2
- 酒田市総合計画策定要領 3 ~ 4
- 総合計画策定大系図 5 ~ 6

(設置)

第 1 条 本市に酒田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、酒田市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画調整部において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、酒田市総合計画審議会条例(平成 17 年条例第 224 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 酒田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に、行財政部会、総務部会、民生部会、産業部会、建設部会及び文教部会を置く。

- 2 必要に応じ、前項に規定する各部会のほかに、特別部会を設けることができる。
- 3 第 1 項及び第 2 項に規定する各部会は、審議会において付託された事項を調査審議する。

(部会の構成)

第 3 条 委員(会長を含む。)は、前条第 1 項に定める行財政部会以外の 2 の部会の委員となるものとし、部会の委員は、会長が審議会に諮り選任する。また、行財政部会の委員は、会長が他の 5 部会の委員の中から各 2 人ずつを審議会に諮り選任する。

- 2 会長は、所属する部会以外の部会に出席して発言することができる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会において互選する。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(部会の会議)

第 4 条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(報告)

第 5 条 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会において報告するものとする。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

酒田市総合計画策定要領

1. 目的

この要領は、酒田市総合計画（以下「総合計画」という）の策定について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 総合計画の位置づけ

地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定する総合計画は、市政のあらゆる分野にわたっての基本的な指針となるものである。

3. 総合計画策定の基本方針

- (1) 総合計画は、平成20年度から平成29年度までを展望した市政運営の基本として策定する。
- (2) 総合計画は、本市の自然環境や歴史、社会・経済環境を踏まえて、その特性を十分に生かした計画とする。
- (3) 総合計画は、市民の意向を十分に反映するために、さまざまな形で市民参加の機会を設け、意見や要望などを踏まえて策定する。

4. 総合計画の内容

(1) 総合計画の構成

総合計画は、基本構想・基本計画をもって構成する。

基本構想

基本構想は、本市の将来の発展、振興の方向を展望した長期にわたる行政運営の根幹となるもので、おおむね次の項目で構成する。

- ア．まちづくりの理念
- イ．将来の都市像（基本目標）
- ウ．まちづくりの指標（人口、生活指標、産業構造、土地利用など）
- エ．施策の大綱
- オ．政策（施策の基本的方向）

基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、個々の施策を体系的、具体的に明らかにするものであり、おおむね次の項目で構成する。

- ア．現況と施策の方向
- イ．主要施策
- ウ．基本事業
- エ．事務事業

(2) 総合計画の期間

基本構想

基本構想の計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10か年とする。

基本計画

基本計画の計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10か年とする。ただし、社会経済環境の変化により、後期分（平成25年度～平成29年度）について必要性がある場合は見直すものとする。

5. 総合計画の策定体制

総合計画は、あらゆる分野にわたって本市行政の長期的な基本指針となるものであることから、全庁内を挙げてこれに取り組むものとし、次の組織を設置する。

(1) 酒田市総合計画審議会

識見を有する者25人以内により構成し、市長の諮問に応じて総合計画について調査・検討を行い、答申する。審議会には、総務部会、民生部会、産業部会、建設部会、文教部会及び行財政部会を置く。

(2) 総合計画策定部長会議

別に定める庁内の部長職による委員により構成し、総合計画のとりまとめを行い、会議の議長は企画調整部長とする。

(3) 総合計画策定課長会議

別に定める庁内の関係課長による委員により構成し、総合計画策定部長会議で審議する前の調査・検討を行い、会議の議長は企画調整課長とする。ただし、通常の会議は、総合計画審議会の各部会ごとに関係する課長により開催する。

(4) 総合計画策定ワーキンググループ

総合計画策定課長会議の構成課の職員により構成し、策定に係る基礎資料の収集・分析及び調査・研究を行い、総合計画の素案作成・調整作業を行なう。

6. 市民参加

総合計画の策定にあたっては、幅広い市民の意見を踏まえるために、次の機会を設ける。

(1) 総合計画まちづくり意見交換会

中学校区を単位とした意見交換の場を設ける。

(2) 総合計画まちづくり50人会

市民50人以内（公募を含む）により構成する意見交換の場を設ける。

(3) 市民意見

市民の意見を受けるため、広報にハガキを折り込む。

(4) 出前講座

要望に応じて随時、出前講座を開催する。

(5) 広報・ホームページ

市民に策定経過を周知するとともに意見を受ける。

7. 総合計画の策定日程

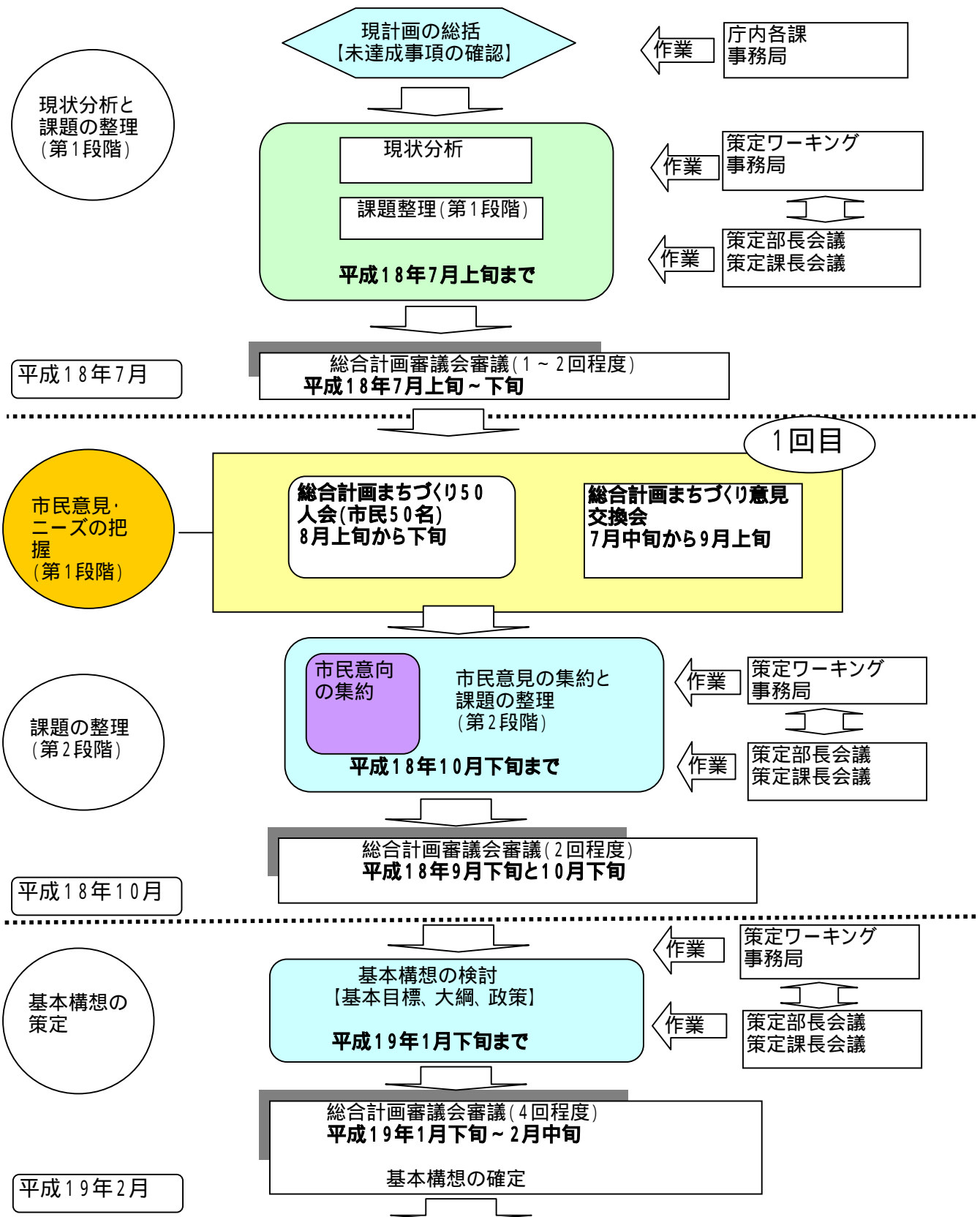
総合計画は、市議会の平成19年9月定例会に提案することを目標とする。

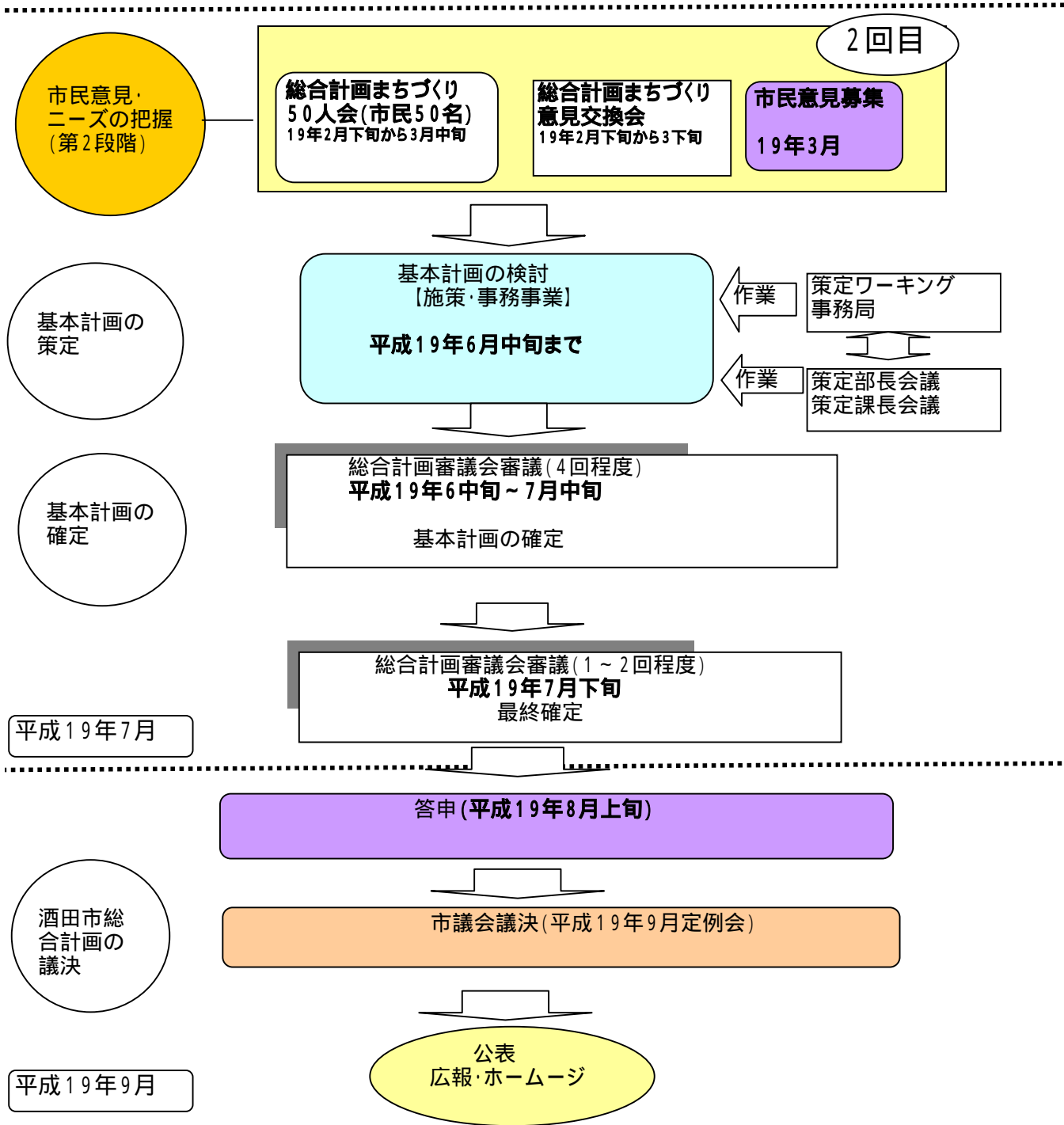
8. その他

この要領で定めるもののほか、総合計画策定にあたって必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行し、総合計画の決定をもってその効力を失う。

総合計画策定体系図





庁内体制	策定部長会議	企画調整部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設部長、建設部技監、農林水産部長、商工観光部長、八幡総合支所長、松山総合支所長、平田総合支所長、病院事務部長、水道部長、議会事務局長、教育部長、消防長
	策定課長会議	企画調整課長、総務課長、危機管理官、職員課長、管財課長、税務課長、まちづくり推進課長、財政課長、情報企画課長、市民課長、環境衛生課長、国保年金課長、高齢福祉課長、福祉課長、児童課長、健康課長、土木課長、建築課長、下水道課長、都市計画課長、農政課長、農林水産課長、商工港湾課長、観光物産課長、病院管理課長、水道部管理課長、農業委員会事務局長、教委管理課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化課長、体育課長、図書館長、消防総務課長、八幡地域振興課長、松山地域振興課長、平田地域振興課長
	策定ワーキング	策定課長会議関係課の補佐または主査または係長
	事務局	企画調整課